

## 常陸大宮市訓令第28号

常陸大宮市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年4月9日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

### 常陸大宮市職員服務規程の一部を改正する訓令

常陸大宮市職員服務規程（昭和44年大宮町訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「重大な事故（交通事故にあつてはすべての事故）を起こしたとき又は重大な交通違反（常陸大宮市職員の交通事故等に係る懲戒処分等基準（平成19年常陸大宮市訓令第52号）第2条第1号に掲げる違反）」を「事故（公務外の軽微な自損事故及び本人に過失がない事故を除く。）を起こしたとき又は交通違反（公務外における違反にあつては、運転免許の取消し又は停止の行政処分があつたときに限る。）」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。